



聖徳基本の

# 解説

# I 整備マニュアルの見方

整備マニュアルは、整備項目ごとに「基本的な考え方」、「整備基準」、「さらに望ましい基準」、「解説」、「配慮事項」及び「具体例」で構成しています。

## 基本的な 考え方

その整備項目の特性と整備の原則を述べています。既存部分を改修する場合などで必ずしも「整備基準」によることが出来ない場合も、この整備の原則に近くなる方法を検討してください。

## 整備基準

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則で規定している整備基準であり、公共的施設を適合させるよう努めなければならない基準です。

## — さらに望ましい基準 —

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則で規定しているユニバーサルデザイン適合証を交付する場合の基準であり、「整備基準」が現状を踏まえた、物理的障害を除去するために必要な基準であるのに対して、ユニバーサルデザイン施設整備基準として整備を求めているものです。

## 解説

整備基準を解説したものです。

## 配慮事項

整備にあたって参考になる事項や注意を要する事項であり、きめ細かな配慮が求められる事項です。

## 具体例

内容の理解を容易にするため、図解や事例を掲載したものです。また、「整備基準」で定めている項目や数値は「●」印をつけて色付きで印字しています。「ユニバーサルデザイン施設整備基準」として定めている項目や数値は「○」印をつけて印字しています。

整備項目の特性と整備の原則

●事例により適合するように整備を求めている基準

ユニバーサルデザイン施設に適合するために整備すべき基準

基準等を図によって解説しています

項番号

出入口

基本的な考え方

整備基準

ユニバーサルデザイン施設整備基準

解説

参考事項や注意事項等の配慮事項

整備基準の解説

解説図内の記号の説明

ユニバーサルデザイン施設整備基準

## 整備基準における寸法の基本的な考え方

整備基準やさらに望ましい基準において定められている出入口、通路、階段等に係る寸法の基本的な考え方

80センチメートル	車いすで通過できる寸法
90センチメートル	車いすで通過しやすい寸法
120センチメートル	通路を車いすで通行できる寸法 通路を車いすで通行しやすい寸法
140センチメートル	人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法
150センチメートル	松葉づえ使用者が円滑に通過できる寸法
180センチメートル	車いすが転回（180° 方向転換）できる寸法 車いすが回転できる寸法（360° 回転） 人が横向きにならずに車いすとすれ違える寸法 松葉づえ使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法
180センチメートル	車いすが回転しやすい寸法 車いす同士がすれ違いやすい寸法

高さの基本寸法（成人男性の場合の参考寸法）

